

Title	新井白石の経済論
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.8 (1933. 8) ,p.1035(1)- 1065(31)
JaLC DOI	10.14991/001.19330801-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19330801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田評論

八月號

國家の獨立自尊

各人其義務を盡せ

林毅陸

原嘉道

「續福澤全集」第一卷

幸田成友

最近發見せる福澤先生の書翰

記記者

福澤先生展覽會記事

記記者

巴里通信

平井新

(書評)林毅陸氏著「弘堂講話集」

川合貞一

塾報、雜報、各地三田會、圖書館記事

動靜、維持會報告

定價金 參拾錢

一年分 金參圓四拾四錢

振替貯金東京一八二〇四番

塾義應慶 田三・芝・京東 所行發

三田學會雜誌 第二十七卷 第八號

新井白石の經濟論

野村兼太郎

新井白石は明曆三年二月十日、江戸柳原内藤邸内土屋利直の假邸に生れ、享保十年五月十九日内藤宿六間町の閑居に死んだ。彼が政治的に最も活躍したのは寶永元年西丸御側衆支配を命ぜられた頃から、正徳六年(享保元年)四月幼將軍家繼の薨するまでであつた。年齢を以つて云へば、四十八歳から六十歳に至る人生に於いて最も成熟せる時機に相應する。しかも白石が依然として壯年期の覇氣を失はなかつたことは、老來退嬰的氣分の起るを普通とする人生に於いて異とすべきである。白石の經濟論は後に指摘するが如く、主としてこの時期に物されたものである。白石の社會的地位には目まぐるしい變化がある。父と共にその主家土屋家を去つてからの生活、堀田家に仕えて

新井白石の經濟論

1 (10三五)

ゐた時代、再び致仕し、次いで甲府侯徳川綱豊の儒員となる。そして始めて彼の社會的地位の發展し得る端緒を見出すに至つた。新主綱豊に厚き信頼を得るに至つたこと、(一) 綱豊の幸運とが白石の社會的地位を高めるに役立つた。この綱豊——即ち後の將軍家宣の信頼に基いて築かれた白石の地位は、家宣の死後暗雲に閉さるゝに至つたのは止むを得ない。殊に紀州藩主吉宗の宗家を嗣ぐや、白石は退けられた。意を政治上に絶ち、世を白眼視せざるを得なかつたのである。(二)

白石の社會的地位が最も高く、かつ有力であつたのは、云ふまでもなく、家宣將軍在職中、寶永六年より正徳二年に至る足かけ四年の短日月であつた。しかし短くはあつたが頗る多忙多事であつた。元祿期の後を受け、幕府の財政は漸く困窮すると共に、町人階級の擡頭は著しくなつた。しかし他方幕府の諸制は漸く制度化せざるを得なくなつてゐた。なほ當時の社會状態並びに經濟論についてはすでに本誌第二十五卷第九號に掲載せる拙稿「正徳享保時代の社會經濟論概説」に於いて説明したから、こゝには省略する。ついで参照されたい。兎に角元祿期の後を受けて、幕府の基礎は依然として確固たるものではあるが、こゝに幕政を一新すべき時期に遭遇してゐたのである。かゝる時期に幕府主権者の最大なる信任を得た白石は少なからざる改革意見を抱懐してゐたのである。かつ徳川時代の經濟論者を通じてかゝる政治的地位にあつて、論じた者は他に極めて少ない。即ち白石の經濟論はかゝる實際的立場を背景とするものである。

白石の著作は極めて多い。殊に彼が未だ世に出でざる以前、一儒者として著せるもの、又彼が政治的活動から隠退した後、専心著作に没頭してゐた間の著作は甚だ多い。(三) しかしその純粹に經濟論として目すべきものは之に反して甚だ少ない。その經濟論の大部分は實際政治上の必要から將軍家に建言したものである。従つてこれ一つの纏つた經濟學説と見ることは困難である。しかしその實際的施設に理論的根據を求め、又他方その理論的理想を實行せんとする努力に、白石の面目、性格を反影するところ大である。

白石は當時の武士として全く儒教的教養を受けてゐた。又武士としての自尊心も頗る高かつた。彼が河村瑞軒の申出を拒絶せる有名な話によくその大なる抱負を示すものである。(四) 彼のこの自尊心のあまりに高きことが、やがて彼をして成功せしむる所以であり、又孤獨ならしむる所以ともなつた。彼の記憶力の強く、研究心の旺盛なところが、當時の制度化の必要と相俟つて、儀式典例を尊重する傾向を強めた。彼の博識は學者としては極めて有用であつた。彼の矜持は學者としては何等の妨げとならない。しかし政治家としては兩者共にその成功を妨げるものであつたのである。

しかし彼は單なる一學究として満足することが出来なかつた。その點に於いて確かに大なる野心家であつた。彼の學統は朱子學派である。しかし彼は朱子の理論的究明のみ満足し得ず、さらに進んで實踐に向つた。その意味で實踐を尊び朱子から離れたものと云はなければならぬ。彼が學究的生活に終始し得ずして、自ら實際政治に參與するに至つたのも全くこの要求に基くものであらう。彼の性格中にあるこの二個の矛盾はあらゆる方面にその影響を示してゐる。そこに彼の生活の苦悶が存してゐたと思はれる。

彼の學歴はある意味に於いて獨學であつたと云へる。十七歳の時、中江藤樹の「翁問答」を読んで發奮し經學を志した。彼が木下順庵に就いたのはその著「山形紀行」が順庵の寓目するところとなつたからであると云ふ。従つて順庵も白石を尊重すること大であり、白石も亦順庵に敬事した。^(五) 木門下に於ける白石は詢に一個の才人であつた。才人白石は順庵に依つて徳を養ふこと少なくなかつたらう。しかしその包容力を學ぶことは出来なかつた。結局その性格の相違は如何ともなし難かつたのである。

白石の敵手として、又當時の學界の大立物として白石に對峙せる者は荻生徂徠であつた。兩者とも古史又は古文辭學の研究に依つて、後世の國學の發達に資するところ大であつた。^(六) 然るに時代を同じうせるこれ等兩大家は互に相手を見せんとしたるが如くである。白石が佐久間洞巖に與へた一書に、「近年かたはしばかり文字のよめ候衆中なにやらむ聞へぬ事どもを申され候て、俗解らしきものかれこれ見へ候て、殊にさる一人孫子を以て自負し傳授の事など候ひしと聞へ候に、とかく今日大平之世の政事をも孫子の心得にて人を詭り欺き、みづからの私智を以て生民を愚し候か武士の面目となり候やうの天下の毒流し候も出来候か。」^(七) これ徂徠の「孫子國字解」に對する白石の批評である。常に政治的立場に於いて盛衰相反せる徂徠に對する反感をも交へたものであつて、正當なる見解と見るべきものではない。唯人並み以上の才學と野心とを有し、世と相容れざる矜持の人の言である。

かゝる性格を有する白石が當時の時勢に會して、その日に日に非なるを慨嘆したのは當然である。「凡興造の事あれば、その事をうけ給はる輩、たかきもいやしきも、おのゝ身家の事をのみいとみして、工商の類と心をあは

せて、國財をわかちとりしによれる也」。かゝる收賄その他の罪惡を一掃せんとは彼は欲した。又一掃し得る自信を有してゐた。唯彼の知己家宣の在世はあまりに短かつた。故に續いて彼は云ふ。「これよりのちは、年を追ひ、それらの事ども行はれがたき事になりしかど、またこのごろは、むかしの事のごとくになりけるにや」^(八)

白石は家宣に依つて自己の改革を實現し、時弊を救済し得ると信じてゐた。彼はその博學を利用して、又彼の鋭き洞察力を以つて、理想社會の實現に努力した。彼の經濟論はかくの如き見地から書かれたものである。當時の時弊を指摘慨嘆した者はひとり白石ばかりではない。殆どすべての論者が論じてゐる。唯直接幕府の責任的地位にあつてこれを論じ、これが改革を計つたところに白石の議論の價値を高めるものがある。唯彼の多くの改革案の中實行されずに終つたものがある。しかし彼が理想とする改革の破綻を見ざる中に、その責任的地位を去つたことは、幸か不幸か俄かに斷定し得ざるところである。

本稿はかくの如くして遺された白石の經濟論が如何なるものであつたか。又徳川時代の經濟思想中、如何なる地位を占むべきものであるか。それ等の點を出来る限り明白にしようと思ふのである。素より白石の議論は個々の現象につき個々に意見を發表せるものであつて、少しも全體的統一はない。しかし單にこれを幾つかの議論、例へば財政論とか、貨幣論とかに分かつことは、その議論の價値を幾分削減する恐れがある。吾人は全體として彼の眞意を考察し、相關的に個々の議論を綜合しなければならぬ。故に先づ彼の根本的立場を明かにすべきである。^(九)

(註一) 家宣の白石に對する信任の大であつたことは多くの例に見られる。今その一例として、朝鮮使應接後、その新方

針に反對者少からず、白石が辭意を申出た時に、家宣が間部越前守詮房に云つた言葉に、「我はじめ試むる所ありて、此たびの事をもて築後守(白石)に命じたりき、かれかならず事をあやまたじ、凡百の事たゞその一つに至て事ならざれば其功全しといふべからず、今此一事によりて、かほどまでに事成し所の、むなしからんは惜かるまじき事かは、佛氏の説に一體分身とかいふなるは、我と彼との事也、彼あやまちあらんには、即ち我あやまちなり、我また事をあやまらんには、彼あやまりともなりぬべし、」折たく柴の記(中巻)

(註二) 吉宗時代となるや、白石は退けられた。彼は深く自ら慎み、政事を語ることを避け、自保に専念した。佐久間洞殿に與へし書中にも、「外人の見及ばれ候にはさきにはさこそ得意にて今日は失意にもこそ見へも申候はん事にや、これをたとへ候に疲たる馬に荷重く候て遠き道を行くべきに、忽にその重荷を人のためにおろされ候事のごとくにて、今に至りて一事の御奉公もなく候に、官職共にありし御代のごとくにて老を送り候やうに被遊被下候事は、一身のためには當代の御恩は前世に倍々し候事にありがたき仕合に候。」(白石先生手簡)新井白石全集第五、四五二頁。しかし實際上彼の政治的理想の行ひ得なくなつたことは、彼の最も遺憾とするところであつた。

(註三) 白石の著作については、日比谷圖書館新井白石關係文獻總覽(大正十五年版)を参照。

(註四) 「當時天下に變なしなどいふ富商の子の、學ふ友となりぬる事出来しに、その子のいひしは、我父たるもの見まゐらせて、必ず天下の大儒ともなり給ふべき御事なり、我亡兄のむすめの候なるにあはせまゐらせ、黄金三千圓にもとめ得し宅地をもて學問の料となして、ものまなび給ふやうにと、某が心のやうに申せとこそ侍れといふ、我此事をききて、御こゝろざしのほどわするべからず、我むかしある人の申せしことを聞しに、夏のころ靈山とかにあそびしものどもの中、池に足ひたし居けるに、小なる、蛇の來りて其足の指を舐しきるあるが、……また來りて大指を呑んとする所を、あげさまにさしきりたれば、……一丈餘の大蛇の、唇の上より頭のかたまで

一尺餘きられたるが、たふれ死したりといふ事あり、……初其蛇の小しきなりしほどは、わづかにさすがをもてさしきりし所なるが、すでに大きくなりしに至りては、一尺餘りの疵とは成しなり、今我身まづしく窮りたれば、人知れるものにもあらず、此身のまゝにて、その亡兄のあとを承け繼ぎなむには、その疵なほ小しきなるべし、もしのたまふ所のごとく、世にしらるべきほどの儒生ともなりなんには、その疵は殊に大にこそなりぬべけれ、……」折たく柴の記(卷上、全集第三、三二—三三頁)

(註五) 「我も彼門(順庵)に出入る事の年を経しほどに、まさしく束脩の禮を執るにも及ばで、したしき師弟とはなりたる也、されば彼門に年久しき高弟も多かれど、我をば常に其座の上につかしめられ、つひには文昭廟(家宣)の藩邸におはしませし時に、薦擧せられしに至りたりけり、」(同上二七頁)

(註六) 徂徠に關しては拙稿「荻生徂徠の經濟論」(本誌第二十六卷第八號所載)参照。

(註七) 「白石先生手簡」(全集第五、四四三頁)

(註八) 「折たく柴の記」(卷中)全集第三、六一頁

(註九) 白石の傳記に關する現代の重なる著作は、足立栗園「新井白石」、上田萬年「新井白石」、山路愛山「新井白石」、渡邊修二郎「新井白石言行錄」等がある。

二

白石が如何なる態度を以つて當時の社會を眺めてゐたかは、上述せるところを以つてしても略々明瞭であるが、さらに彼の經濟論を説明するに先立つて、その思想上の立場を少しく明かにして置く必要がある。勿論その前提として、彼が徳川氏全盛期に於いて支配階級たる武士社會に生れ、武士としての教養を受け、武士として終始したこ

とを注意しなければならぬ。故に徳川氏の制度に對しては何等不安を感じず、疑惑を有たなかつた。又當時のすべての武士と同じく、儒教的道德に對してもむしろ無批判的にこれを受容れてゐたことも止むを得ない。

かゝる境遇にあつて、彼の社會及び經濟に對する觀察が武家中心になるのは勿論當然である。町人を卑賤なりと卑しめてゐたことは、前述せる河村氏との縁談に對する態度を以つてしても十分これを推測し得られる。従つて彼の經濟論の主要なる問題は、一に武士に關するものに限られてゐると云つてよい。その豪商排斥論も、物價論も、儉約論も、又貨幣論すらも、武士の立場より論ぜられたものである。彼自身述ぶるが如く、「今日の御沙汰におゐてはただ武家の難儀を弛められ候事尤これ御急務とは申すべく候」だからである。武士を中心として觀察せる彼の眼には、「近世の事體を論じ候はんには天下四民のうち百姓職人賣人ことごとく皆其利を利とし其樂を樂み候て武家方ばかり此難にかゝり候とは申すべく候」と映じたのであつた。(一〇)

かく白石の思想は武士中心であつた。さらに嚴密に云へば、幕府中心であつたと云ふことも出来よう。この白石の態度はその幕制改革意見に明瞭に現れてゐる。當時幕府は實際上政治上の権限を有してゐた。徳川氏はその形態に於いては他の諸侯と同じく大々名に外ならなかつた。しかし事實上將軍として他の諸侯の上に君臨してゐたのである。この政治上の権限を具體的に制度の上に表現せんと欲したのである。例の朝鮮使に對し將軍が日本國王と稱したのも、又その應接の儀式の變更もすべてこの理想を實行せんとしたその發端に外ならないのである。(一一)

白石が幕府の制度を改革せんと欲したのは全く彼の政治的理想から生じたものである。かつ幕府の盛時にあつて、

その理想とするところが制度の整備にあつたことは當然であり、勢ひ文飾に流れる傾向が強い。加ふるに白石の趣味、家宣の氣質はその傾向を強むるに役立つた。幕府創設當時の實力主義に一轉向を示すものである。故に朝鮮聘使について、白石は云ふ。「天和の時に行はれし所は、寛永の例によられしと見えるなり、我國のいにしへ、外國の使來りし時の例をも、通じ考られし所也とも聞えず、たゞ其時に當りて、進止を取りし所なれば、國體において、しかるべからぬ事も多かりぬ、百年にして禮樂起るといふ事もある也、今の時に及びて、これらの事をも議定あるべきとて、……(一二) 要するに幕府の天下を禮樂に依つて完備しようと云ふのが、白石の政治に參與せる理想であつたのである。佐久間洞巖に與へし一書は一層明白である。孔門の人々常に從事せられ候業と申すは詩書禮樂の事に従はれもや候ひつらむ、興_ニ於詩_ニ立_ニ於禮_ニ成_ニ於樂_ニとも見へ候ひき、顔淵は好學を以て稱し給ひ候處に仁を問はれ候御答に禮を以てしめされ候き、又邦を治め候事を問はれ候にも韶舞をもてしめされ候は禮と樂とにあらずして聖人の事業もなく候やらむ、周公の三百六十官の事しるされ候も周禮とこそ名づけられ候、……天高く地卑く候は禮の立ち候所にて天氣降り地氣昇は樂の教に候、天子諸侯卿大夫士庶たゞく儉をのみ宗とし禮の節文といふものなく候はむには鴻濛未判の世にこそは候はむすらむ、天地すでにわかれたち候はむ後は禮なく樂なくしていかに人道はたち候はむにや。」(一三)

意を政治に斷ちたる白石も、吉宗の極端な儉約政治に對し反感をもつてゐたのであらう。私信に於いてその一端を漏らさざるを得なかつたのである。(一四) 禮樂尊重が奢侈文弱に流るゝことに對し、白石はしきりに辯解してゐる。

しかし白石の施設の中には無用不急の業と思はるゝものも少なくない。朝鮮使來聘に際し、芝口門を建設せしが如き、あまりに禮樂の表面にのみ捕はれたものである。むしろこの朝鮮使來聘問題を重要視したそのことがすでにその餘弊である。(一五)

白石の禮樂尊重論は又彼の社會觀を決定するものである。身分的階級の存在を是認することは云ふまでもないが、社會に於ける地位、官位の尊重は不知不識に彼の對社會の態度を決定するに至つた。「輕き輩の衣類結構に過候と存事は少給の歩行若侍の類迄上品の物共を用ひ候事更に貴賤の差別も見えわかす候」と云へるが如きはその一例である。又彼がかゝる貴賤貧富の差の多くを概して一の運命と見做してゐる點に於いて同時代の諸學者と軌を同じうする者である。「天地人の三才始り候より此かた人の命數には貧富同じからず候事すなはち貴賤同じからず候事のごとくに候へば、人の貴賤の品相たちて有之候はんうちはその貧富の品も相わかれざることを得べからず候」。故に「天生貧窮の人におゐてはいかなる御善政候とも其人の天命をまぬかれ候事はかなふべからず候」と云ふ。故に彼の救済すべしとするは、「世の風俗にひかれて貧窮に及び候人と其行修まらずして貧窮に至り候人」とである。(一六)

かく觀察すれば白石の根本的立場はその時代の儒教的思想から一步も出づるものではない。しかし白石の鋭敏なる觀察眼は少しく時代の雰圍氣から抜き出でんとするところあるやうである。例へばその著「采覽異言」や「西洋紀聞」に現れた觀察の如き、(一七) 又その古代史研究に採れる態度の如き、(一八) 何れも單にその鋭敏なる觀察力を示すのみならず、又近代的、科學的方法を採用せるものである。その點に於いて白石の新時代の先驅者たる立場が表示

される。これ等の點についてもなほ論究すべきところ少なくないが、こゝではあまり問題外に走る恐れがあるから省略する。唯以下述ぶる經濟論に於いても、この兩方の立場を相混淆してゐることが認められる。かくの如き時代の人物として蓋し止むを得ないであらう。後世にあつてこそ矛盾とも感ぜらるゝが、當時にあつては何等撞着するところなかつたのであらう。吾人はむしろ先驅者として止むを得ざるものと解すべきであらう。

(註一〇) 「白石建議」(拙篇「日本經濟學說史資料」二七八頁)

(註一一) 徳富猪一郎氏はその著「近世日本國民史」元祿享保中間時代一五六頁に於いて、白石の「讀史餘論」の一節を引用して論じてゐられる。その引用せられたる箇所は全文は次ぎの如くである。「孔子曰名不正則言不順言不順則事不成ト又名之必不可言也言之必不可行也君子於其言無所苟而已矣ト見ユ夫所謂大臣トハ人臣ニシテ君ニ仕フノ官也其官有ル時ハ必其職掌アリ是ヲ名之可言言レ之可不行トハ申ス也王朝既ニ衰ヘ武家天下ヲシロシメシテ天子ヲ立テ世ノ共主トナサレシヨリ其名臣也ト雖其實ノ有所ハ其名ニ反セリ我既ニ王官ヲ受テ王事ニ從ハズシテ我ニ仕フル者ハ我事ニ從フベシト令セムニ下タル者豈心ニ服セムヤ且ツ我受ル所ハ王官也我臣ノ受ル所モ王官也君臣共ニ王官ヲ受ル時ハ其實ハ君臣タリト雖其名ハ共ニ王臣タリ其臣豈我ヲ尊ブノ實アラシヤ義滿ノ世叛臣常ニ絶ヘザリシハ其不徳ノ致ス所ト雖且ハ又其君ヲ敬フノ實ナキニヨレリ其上身已ニ人臣タリ然ルニ王朝ノ臣ヲ召仕テ是ヲ名付テ昵近トシ其家禮トスト云ヘドモ僭竊ノ罪豈萬代ノ譏ヲ遁レンヤ世態スデニ變ジヌレバ其變ニヨリテ一代ノ禮ヲ制スベシ是即變通ズルノ儀ナルベシモシ此人ヲシテ不學無術ナラザラシメバ此時漢家本朝古今事制ヲ講究シテ其名號ヲ天子ニ下ル事一等ニシテ王朝ノ公卿大夫士ノ外ハ六十餘州ノ人民悉其臣下タルベキノ制アラバ今代ニ至ル共遵用ニ便アルベシ」(全集第三、五三四―五頁)。當時幕府の權勢強く、太宰春臺の著と稱せら

れる、「三王外記」の如き著作も現れるほどである。一般の思想が幕府中心的となるのも止むを得ない。

(註一二) 「折たく柴の記」(全集第三、八〇頁)

(註一三) 「白石先生手簡」(全集第五、四三六―三七頁)

(註一四) 吉宗の儉約政治を批評せる有名なる山下幸内上書がある。これに對して白石は次ぎのやうな言をなしてある。「山下廣内とか申す人の事も被_レ仰下_二候、いかにもいかにも當時其沙汰のみに候、いまだわかき人と申候、同じ所に居候商人某方へ入來候もの候て平生をも下々と物語仕候と承候、其外にも一人よく存じ候とて物語し候人も有_レ之候、兵家者流の人にて弟子なども候と申候、書面の事もいかに人間に落候歟と存候に、御役人申見られ候へとて三度迄御下し被_レ成、いづれも熟讀めされ候事と、これはたしかに承候、如此之事につきいづかたぞにてうつしとせめられ候もの、人間に落候事と見へ候、此事につき歴々一見を望まれ尋來られ候て、門外之車馬斷ず候て厭はれ候て、早速居住を移され、今は私宅の方角にさのみ遠からぬ境へなど承候、いかゞ候やらむ、京大坂よりも傳聞のよし申來候、一天下に名譽をひろめられ奇代の珍事、當時此人のうわさのみと申候、(全集、第五、四四九頁)。如何にも顧みて他を云ふの風がある。

(註一五) 奢侈に關聯して白石の綺麗と結構との議論がある。一種の辯護論ともなるから、こゝに引用して置かう。「貴賤の衣服の事世人の申す所は近年以來皆人結構に過候とも申し又は華麗に候とも申候歟、結構と申すも華麗と申すも其ことばはちがひ候へども事は同じ事にて、又結構と申すと綺麗と申す事は其差別あるべき事に候……某愚存の所は衣服等の結構に候ばかりはせめてもの事に候、綺麗に候は以の外に不可_レ然事と奉_レ存候、近世以來御奉公の面々の衣服は綺麗に過候と申す物にて結構に過候と申すものにては無_レ之候……むかしに引くらべ候に結構に過候と申すほどの事には無_レ之候、たゞ同じ物を三四度とは著用もなり難きやうにて出仕の度々に新調の物を用ひ

られ候へば、これは綺麗に過ると申すものにて候……しからは近世の事よろしからざる事の第一は綺麗に過候事と申すべく候云々」(「白石建議」一、資料、一八三―一四頁)

(註一六) 「白石建議」一、資料、一八四、二七八、一七九頁。元來白石は身分低き者から立身したのである。然るに晩年にはその娘の結婚に相手の祿高さへも氣にしてゐる。その望鳩巢に與へた書簡に、「御直參にて所領も地をも領し候ほどの人の妻になし候へばこれ又幸之至に候えどもすこしも祿の重く候人へと存候は全く身の昔をわすれ候ての事にはなく候男子は其才徳によりいかにも身をも起す事もある事に候女子は夫次第のものに候處に近代のならはし一念之御役に撰ばれ候もとかく一石も祿の重きかたを撰ばれ候様になり來りたとひ才覺行跡よく候ても少身なるは御加増の入候とて埋れ居られ候人々多き事に候しかれば祿薄き人へかたづき候上よりは一生此身上にてよく候と覺悟仕候はねば毎事につけ候て心もやすからず又それにつけ候ては親にて候ものゝふがひなく候故にかゝるめをも見せ候などゝも存じ候へば父子之恩をもそこなふやうにもなり候ものに候故これ等の事を親の身にては存じ廻らし候て右のごとく少しも祿厚く候はむ人をと存じたるに候云々」(「白石先生手簡」全集第五、三八九頁)。山路愛山はこれを以つて特に「彼れの思想は明かに階級的になり來れり」と云つてゐるが、「新井白石」一六四―一五頁、むしろ白石の人間らしさの現れ、親としての愚かさを見るべきであらう。

(註一七) 吉野作造「新井白石とヨワン・シローテ」等參照。

(註一八) その一例。「凡天下の言には古言あり今言あり、其古今の間におゐて又その方言あり、その方言の中に又おのゝ雅言あり、俗言あり、よく辨ふべき事なり」(「古史通讀法凡例」全集第三、二二三頁)。又「凡我いふ所の是なる者はこれに異なり、其事はすなはち實のみ、其義はすなはち正のみ好む所にありて曲げて脱つくるべからず、即今

錄せし所のごときは舊事古事日本紀及び古語拾遺等の書に出し所にして其事實に近く、其義や正しと見ゆる所を徴となし據となして解くべきものをば解作り、疑ふべきものをば疑を傳ふ、あへて私の言を容れず、異端小説のごときに到りては斷じて是を採らず、古史通或問上、全集第三、三一八頁。

三

當時の社會状態にあつて最も中心となつた經濟問題は武士階級の財政難であつた。要するに貨幣經濟の發達が一方町人階級の勃興を促がすと共に、他方土地よりの産物にその經濟的基礎を置ける武士階級の困窮を齎らしたものに外ならない。従つて當時の論者の中には、例へば徂徠、春臺の如き、進んで社會組織そのものに論及する者も少なくなかつた。しかし白石は實際に政治に參與してゐた關係から、それ等の根本的議論よりも、先づ實際に直面せる經濟問題が主要なる對象とならざるを得なかつた。(一九)

白石の當面せる問題は何であつたか。先づ幕府自身の財政難であつた。荻原近江守重秀の上申するところに依れば、家宣將軍就任當時、幕府の「御料すべて四百萬石、歳々に納らるゝ所の金は凡七十六七萬兩餘此内長崎の運上と酒運上といふもの六千兩、これ、内夏冬御給金の料三十萬兩餘を除く外、餘る所は四十六七萬餘なり、しかるに去歲の國用凡金百四十萬兩に及べり、此ほかに内裏を造りまゐらせらるゝ所の料凡金七十八萬兩を用ひらるべし、されば今國財の足らざる所、凡百七十八萬兩に餘れり、たとひ大喪の御事なしといふとも、今より後に用ひらるべき國財はあらず、いはんや、當時の御急務御中陰の御法事料、御靈屋作らるべき料、將軍宣下の儀行はるべき料、本城

に御わたましの料、此外内裏造りまゐらせらるべき所の料猶あり、しかるに只今御藏にある所の金わづかに三十七萬兩にすぎず、此内二十四萬兩は、去年の春武相駿三州の灰砂を除くべき役を、諸國に課せて、凡百石の地より、金三兩を徴れしところ凡四十萬兩の内、十六萬兩をもて、其用に充られ、其餘分をば、城北の御所造らるべき料に殘し置れし所なり、これより外に、國用に充らるべきものはあらず、たとひ今これを以て、當時の用に充らるゝとも、十分が一にも足るべからずといふ有様であつた。(二〇)

勿論この計算は頗る粗枝大葉である。しかしもしこれが事實とせば、幕府財政は全く破産である。この救濟策として、荻原近江守は元祿年間に行ひたるが如き、金銀の制を改造するより外ないと云ふ。即ち惡貨に改鑄して利益を獲得せんとするにある。元祿の改鑄に依る利益は總計金凡五百萬兩と云ふ。しかし白石はこの方法を是認しない。今や白石は將軍の下間に會ひ、目前の遺練りをしなければならぬのである。彼は近江守の上申の不備を指摘し、その國用三十七萬兩と云ふを誤れりとなし、「彼申す所の去年用ひられし所の國財は、即是去々年の課税なり、されば今年の國用となさるべき所は、たとひ彼申す所のごとくたりとも、去年納められし所の七十六七萬兩と、今ある所の金三十六七萬兩とあはせて、總計一百十餘萬兩もあるべし」となし、又支出の方は全價を一時に支拂ふ必要なしとし、年賦支拂を建言してゐる。(二一)

しかしこれは目前の急を救ふ方策に過ぎぬ。支出多く、収入これに伴はざる状態にあつては常に財政難を來たさざるを得ない。白石は財政問題の根柢に通貨問題の横たはれることを知つてゐた。元祿の改鑄に依つて、多くの惱

みの生じてゐることを目撃してゐた、めか、白石は通貨の品位を問題とした。白石は貨幣を如何に解してゐたか。私は先づ彼の貨幣問題に關する建議の中から、貨幣理論とも解すべき部分を取り出して吟味して見よう。

白石は金銀を改鑄して、慶長年度に於けるものに復歸せんことを欲してゐる。しかし彼が何故に復歸を希望するやの點に至ると頗る曖昧である。時に品位説を主張するかと思へば、數量説をも採用してゐる。彼は數量の増大、品質の低下共に物價騰貴に影響ありと認めてゐる。唯國家の統制が十分に行はれ、兩替商の横暴を防止し得れば、この物價騰貴に關する限りに於いては品位は問題とならないと考へた。しかし現状に於いては品位の改良を必要とした。これ等の點についてはすでに他の論文に於いて指摘して置いたから、こゝでは結論を述ぶるに止めて置く。

(三)

上述の如く白石は何れかと云へば品位説に重要性を認めてゐない。しかし彼はかなり強く改善を主張した。前にも一言したるが如く白石が元祿改鑄の惡弊を目撃してゐたことも、彼が改善を鞏固に主張した理由の一つであらう。しかし金そのものに對する特有の信仰的崇拜——それは昔から人類の有せる一つの本能とも見るべきであらうが——を有してゐたこともその原因となつたであらう。凡金銀の天地の間に生ずる事、これを人にたとふれば、骨のごとく、其餘の寶貨は、皆々血肉皮毛のごときなり、血肉皮毛は傷れ疵つけども、又々生ずるものなり、米穀布帛は^{米穀布帛は}の器物等^{骨のごときは、}骨のごときは、一たび折れ損じてぬけ出ぬれば二たび生ずるといふ事なし、金銀は天地の骨也、五行のうち木^{皆然り}皆然り、^{皮毛也、}これを採る後には、一たび生ずるの理なし。^三彼は通貨としての金を尊重したのではない。金それ自體

を支那思想の影響を受けた理論から崇拜したのである。所謂拜金主義ではない。しかしこの思想は金の品位を良質ならしむべしと云ふ意見を支持するに役立ち得る。

これと關聯して問題とされるのは金を國內に保持して置かなければならないと云ふ意見である。従つて對外貿易不利の議論が生ずる。白石が金の國外流出を恐れ、長崎貿易を有害と認むる議論はその多くの述作に現れてゐる。

「本朝寶貨通用事略」に依れば、わが國から金銀の外國に流出せることは、

「一慶長五年より前上古よりの事はしばらく論ぜず室町殿の代より信長秀吉兩代に至るまで西國中國の地より外國へ入りし金銀の數はいかほど、いふ事をしるべからず是

「一慶長六年の夏交趾の船來れり^{其船に乗しもの}これ當家に及びて海舶の來れる始なりこれより正保四年まで四十六年が間我國の金銀外國へ入りし事いかほどといふ事はしれず是

「一慶長六年の夏外國の船我國へ來り始めて寛永元年まで二十四年の間は九州の内いづれの浦々へも心のままに船をよせて商賣せしなり東國へも船つきて商賣せし事もあり^{慶長十四年に上總大瀧浦に黒船つきし事あり}長崎より外にての商賣を禁ぜられし事は寛永二年に始められれば二十四年が間諸國の浦々にて外船商賣せし時取り行し所の金銀の數はしるべからず是

「一慶長六年より寛永十一年迄三十三年の間は御朱印船とて我國の商人ども……亞馬港ノビスパン暹羅安南呂宋等の國々に年毎に行て商賣し此外にも私に行てあきなふこと年々に絶す其時に我國の金銀を持ゆきし事其數いくら

といふ事しらす是四

「一寛永の初迄は今來れる國々の外に、交趾、占城、安南、呂宋、ノヒスパン、イギリス、カレウタ、イタリヤ、亞馬港などいふ國々より年々來りあきなひしたり其後耶蘇の法をいたく禁ぜられしよりは是等の國々來る事をゆるされずこれらの國々へ持ゆきし金銀數もまたしるべからず是五

「一寛永の初耶蘇の法をいたく禁ぜられしより前かた三四十年が間我國にて其法を信受せしものども年毎に其國々の師の許へ贈遣はせし禮物の金銀是は商賣の外なりいくらといふ事をしらす是六

「一近年に至りて長崎にて商賣の外私はの商賣ににはけ荷さ外國へ入りし金銀の數いくらといふ事を詳にすべからず是七

「一慶長の初より今年に至て對馬國より朝鮮へ入りし金銀の數いくらといふ事を詳にすべからず是八

「一古へより今に至て薩摩國より琉球へ入りし金銀の數いくらといふ事を詳にすべからず是九」

以上九ヶ條の金銀輸出額は不明であるが、長崎一所の輸出額は正保五年から寛永五年までの六十一年間に金二百三十九萬七千六百兩餘、銀三十七萬四千二百九貫目餘、銅一億一千四百四拾九萬八千七百斤餘（但し銅は寛文三年より寶永五年まで四十六年間の分）に達する。これから前掲未詳の分を推算すると、慶長六年より正保四年まで四十六年間に、金は六百十九萬二千八百兩餘、銀百十二萬二千六百八十七貫目餘、銅は慶長六年より寛文二年まで六十一年間に、二億二萬二千八百九十九萬七千五百斤餘となると云ふ。(二四)

勿論白石の擧げてゐるこの數字をそのままに信ずることは出來ない。しかし實際上この時代の金銀の輸出額を明

瞭にすることは極めて困難である。(二五) 何れにしても金銀の流出しつゝあつたことは事實である。故に白石は、かくて此後も今迄の事のごとくに、毎年拾四萬五兩を失ひなば、十年にして百四五拾萬兩を失ひ、百年にして千四百五十萬兩うしなふべし、…今より百年千年の後、次第に時代も下りて、人の心も俗ももうすくなくゆかんに、世はいかになるべき事にや、すべて異國の物の中に、藥物は人の命をすくふべきものなれば、一日もなくてはかなふべからず、是より外、無用の衣服、翫器の類の物に、我國開け始りしより此かた、神祖の御代に、始めて多く出たりし國の寶を失はむ事、返す返すも惜むべき事也」と云つてゐる。(二六) しかしこの議論を目して重商主義的であると云ふことは全然出來ない。白石は金を尊重したことは事實である。しかしそれは違つた意味に於いてであることは前述せるところに依つても明瞭である。

最後に白石が金銀錢三貨の性質を規定し、その用途を明かにしてゐる點について述ぶる必要がある。この點に於いても白石の鋭い觀察の一端を知り得る。彼は金銀錢通用の事と題し、先づ第一に貨幣の品位を制定すべきことを示してゐる。そして三貨の比價を示す。「慶長の初に小判を造出され 其重さ四匁八分を以て壹兩と定められ、…壹兩の金は銀にしては六十匁に當り錢にしては四貫文に當てられ候へば凡金の價銀にまさり候事拾二割餘…錢にまさり候事八百四十割…銀の價は錢にまさり候事六十四割…これすなほち金銀錢をのづから其品の高下あるによりて各々其價を定められ候所歟。」又三種の通貨はおのづからその評價の方法に相違がある。金は元より其品たつとく候によりて其形の大小を以て用ひ候物に候…錢はもとより其品賤く候によりてたゞ其數の多少を以て用ひ候物

に候。銀は金と錢との間にはさまりて其品もとより賤からずまた甚だたつとからず其形の大小にも其數の多少にも相拘らずたゞ其重さの輕重を以て用ひ候物に候。勿論これは單に事實を事實として説明したに止まり、それ以上貨幣理論を求めんとしたのではない。金錢が計數貨幣であり、銀が秤量貨幣であつたことを指摘したものに過ぎない。唯白石はさらに何が故に三貨併用が必要であるかと云ふ理由を求めてゐる。即ち「金銀錢を通じ用ひ候法は金は其形の大小を以て用ひ候物に候へば、壹兩の金は銀六十匁には通じ用ひ候へども六十一匁の用にも通じ用ひ候べからず、五十九匁の用にも通じ用ひ候べからず、壹分の小粒も銀十五匁の外に通じ用ひ難き事又これに同じ候。：錢はたゞ其數の多少を以て用ひ候物に候へば、金にかへ銀にかへ候て通じ用ひ候所に於ては相妨る所なきやうに候へども、もとより其品さがりたる物にして其數多きに至つては其質の重きに堪へず候へば通じ用ひ難き所ある物に候。：銀に於ては其品たつときと賤きとの間にたちて其重さの輕重を以て用ひ候物に候へば、其大數萬貫目と申すよりして一分二厘の小數に至る迄通じ用ひられずといふ所なく候を以て、金といひ錢といひ其通じ用ひられ難き所は皆々銀によりて其及ばざる所を相たす候ものに候。」金銀錢三貨はその實際流通上の便益から見ても何れも必要なりと認められた。

以上の議論から白石は銀を以つて最も便利なものと認められた。即ち「凡天下の財寶通用の事においては銀を以て其大本とは仕る事に候、これによりて萬物の價も皆々銀を以て相定め候事に候」と述べてゐる。(二七) しかし少し注意すると白石がこれを便利であるとする理由に、銀がその價格高からず安からず、又何程にても隨意に分割し得る秤

量貨幣であると云ふ點に存することが解る。そして白石は秤量貨幣たることの不便さには何等の注意をも拂はなかつたのである。恐らく當時經濟界の中心たる西國地方が銀遣ひであつたためであらうか。「關東の國々も當家世をしるしめされ候に至て上方の工商共の移り來り候に隨ひて金銀共に相通じ用ひ候事に習ひ候へども銀の事におゐては其利用ある事をよくわきまへ知り候事は西方の國々の人には及ばず候歟」と述べ、それに註記して、「天下の財寶通用の大本と申すものは銀の事に候を東國の人はその大本におゐて明らかならぬ所候によりて財用の事を論じ候は其理にあたらざる事共多く相見え候」とまで極論してゐる。(二八) 従つて貨幣改鑄についても銀の問題が重要である。「然るを多くの新銀ども出來しかば、西方の國々にしては其患殊に甚しければ、彼谷(谷長右衛門安敏)が議せし所も、まづ銀の事をむねと申なり」と記してゐる。(二九) 以つて彼が銀に對して如何なる態度を採つたか推測し得るであらう。

(註一九) 當時起つた社會經濟問題の一般に關しては、前掲拙稿正徳・享保時代の社會經濟論概説を参照。

(註二〇) 「折たく柴の記」中巻、全集第三、五七頁。

(註二一) 同上、六〇頁。

(註二二) 前掲論文第六節参照。

(註二三) 「白石建議」六、(資料、一九三頁)。「本朝寶貨事略」全集、第三、六七三頁にも同様の議論がある。

(註二四) 「本朝寶貨事略」全集、第三、六七一一三頁。

(註二五) 竹越與三郎氏はその著「日本經濟史」第五卷二五七頁以下に於いて白石の計算を反駁されてゐる。

(註二六) 『白石建議』六(資料、一九四―五頁)。

(註二七) 中村孝也氏はその著「元祿及び享保時代における經濟思想の研究」六六四頁に於いて重商主義的傾向を有するものとして白石の説を論ぜらる。これに對する本庄榮治郎氏の反駁は正しい。(『改訂經濟史考』三二九頁)。

(註二八) 『白石建議』資料、一九五―七頁)。

(註二九) 同上(全集、第六、二四六頁)。

(註三〇) 『折たく柴の記』卷下(全集、第三、一四五頁)。

四

白石は從來行はれてゐた貨幣の改惡に反對であつた。殊に財政救済を名としての改惡には極力反對し、これ等を慶長の良貨に歸さんと欲した。「元祿以來金銀の法を變じ候事を申行ひ候事當時上の御財用其入り候所を以て其出候所をはかり候に、其入り候所其出候所の半には及ばず候故に、…慶長以來の金銀の法を改め金をば銀を雜造り、銀をば銅を増加候て、天下通行の金銀の數を増され候由申沙汰し候得ども眞實は慶長以來造出され候ほどの金銀の數其半を奪ふべきための術にて候き、…しかれども其時天下より出來り候慶長以來の金銀、其金の數わづかに八百八拾二萬四千三百五拾六兩、其銀の數わづかに貳拾八萬七千六百拾七貫百五拾五匁には過候はず、元祿以來僅に十八年の間に造出候所の金銀の數を以て推測候に、慶長六年以來元祿八年に至て凡九拾五年の間に年々造出し候所の金銀の數いかでかこればかりには候べきや、皆是天下の人各其寶を失ふべき事を惜み候て、當時に通用すべきほどの數をはかり候て出し替候ひしかば、藏め貯候て出來り候はぬ所の數は、出し替候所の數よりは萬々倍し候べし、

然らば當世に通行し候所の金銀其數を増し候ごとくには候へども、却て其數を減じ候ごとくにはなり候と申候はんも其謂なきにはあらず候…下にいは人民の怨み候て、物價もようやくに増し、上にしては天地の心も怒り候て、災變もしきりに降り候ひしかば、初收め奪はれ候所の金銀悉皆傾け竭され候き、…然れども其過を悔ひ改るに及ばず、しきりに銀法を改め候事五度迄に至り候て、今の新銀造出し候に及び萬物の價一物として増加候はぬものもなく、天下の人其苦みに堪ず候のみにあらず、國家の御財用もすでにつまづく事には至り候ひぬ。(三二)

將軍の顧問たる地位にあり、その信任を受けてゐる身として、單に一個の議論を上申するに止めるわけにはゆかない。そのよしと信ずるところを實行すべき具體案を進言しなければならぬ。惡貨を良貨に變ずる手段としては新しき金銀の獲得なき限り、先づ舊き惡貨を回收しなければならぬ。如何なる方法を以つて回收すべきか、そこに少なからざる苦心が存するのであつた。

殊に白石がその實際上の治績を擧ぐる上に人物の適當なる者を必要と考へてゐたから、その苦心は少なからざる者があつた。白石が最初から奸人として敵視してゐた荻原重秀は財政難の危急を切抜けた功に依り、寶永七年十二月五百石を増されてゐる。今その重秀を彈劾しなければならぬ。「そのうち月を追ひて改造りし銀の事ども、世の人申す所ありて諸物の價も平ならず、此事は、過にし營造の御事と、朝鮮の聘事によれりとぞいふなる、古には三載功績を考るなど聞えしに、御代つがれし後すでに三とせに及べども、天下の事體、初政の御時にかはりぬとも見えず、此年(正徳二年)の三月、これらの事ども論ぜし封事まゐらせし時に、才あるものは、徳あらず、徳あるも

のは才あらず、眞材誠に得がたし、今に至りて、天下の財賦をつかさどらしむべきものいまだ其人を得ず、年比重秀が人となり、しらざる所にはあらずと、答仰らる、古より此かた、眞材の得がたき事は申すにも及ばず、重秀がときは、才徳二つながら取べき所なし、しかるをなほ徳あらざれども、其才ありと思召れん事、もつとも然るべからざる事ども論じ申て、かさねて又封事奉りて勘定所吟味の役といふ職おかれん事を申せし事、…かゝる姦邪の小人用ひさせ給ふ事の御あやまり十條をしるして、九月十日に封事を奉る、我言の激切なるを聞召驚かせ給ひ、明れば十一日の朝に、詮房朝臣仰を奉りて、重秀職奪はれし由を告給ひたりけり、(三)所謂白石の決死の封事であつたのである。

かゝる人事的關係の存してゐたことが、彼をして貨幣改鑄事業の根本として人間を重要視せざるを得なくした。單に儒教的影響とのみ見るべきではない。「金銀の法改らるべき御事、其法を論じ候は末にて候、先其道を論ずべき事は本にて候、其本立候はずしては、其末行はれ候事はあるべからず候、其愚存の及び候所其本たるべき事五つ有之候歟、一には金銀共に慶長の法のごとくにあるべく候、二には上の御費を惜まるべからず候、三には下の利を奪はるべからず候、四には此事にあづかり候役人を撰ばるべく候、五には誠信を失はるべからず候」

彼が特に人撰を嚴にする必要を認めたる理由は利を専らにする町人と接觸する者だからである。「金銀の法を改められ候はんには、金座銀座の輩を始て、多くの町人共をして其事にしたがはせず候てかなひ難く候、此等の類はもとより小人の利を謀り候者共に候へば、もし其上にたち候人々の中清廉の操なきもの一人も候はんには必らず其下に

至り候ては、姦計を以て貪利を競争ひ候て、其禍天下の人民に及び候て、上の御徳意行はれざる所出来候べき歟、然らばたとひ其才略はなく候とも、其操清廉にしてよく其法を守るべき人々を撰ばれ候にはしくべからず候」。又彼の町人觀の一端をも覗ひ知ることが出来よう。

然らばその實行方法として、白石は如何なる手段を進言したか。當時貨幣改鑄の必要はどの方面からも認められ、これに關する種々なる意見が行はれてゐた。白石は一々それ等の説を論駁して、自己の説を樹立した。その方法についてはすでに多く紹介されてゐるものではあるが、簡單にその要領のみを述べて置かう。

白石は紙幣を利用して何回にも引替を行ひ、漸次に悪貨を良貨に引替ようとするのである。即ち最初に金銀錢の比價を定め、江戸と大坂とに引替所を設置する。始めは銀凡六十六萬貫目に相當する銀札を作り、元祿以來の新銀、即ち悪貨をこれと引替へる。他方關東と關西とで錢を鑄改し、これを以つて銀鈔、即ち札と引替へ、札は焼きすてゐる。さらに金銀銅を生ずる山を開發し、又それ等の私賣を嚴禁する。又最初に引替へられた銀は全部銅を吹きわけ、新しく良銀を作る。かくて以上の材料に依つて相當銀貨が鑄造され得たら、第二段の方法に移る。新造された上銀を最初悪貨の新銀と引替へた銀鈔と交換するのである。しかし全部の銀鈔を引替し盡すには上銀が不足であらうから、その不足分は新しく發行する第二回の銀鈔と交換する。以下この方法を繰返すのである。

金貨の場合も同様である。そして「金の引かへは大かた三度にて事終る」と考へたのに對し、銀の方は四回、又「事の體により候て五度は引かへられ候事もあるべく候歟」と述べてゐる。

白石のこの引替方法は上記の要領のみを以つてしては頗る簡單であるが、建議に規定さるゝところは頗る詳細を極めてゐる。全部十項目からなり、各項についてその法意と實施の次第とを細密に記述してゐる。例へば第一項の實施に關する注意を九ヶ條挙げ、その第一には紙幣(銀鈔)に關する注意を述べてゐる。「金銀をだに偽造候事に候へば、まして鈔をば偽造候事候につきて、鈔を造候には其法も候て偽造候事もなり難きやうに造出し、又偽造を禁じ候法を嚴にたてられ候事に候これ一つ。」以つて一般を推察されたい。(三三)

この白石の建議は如何に白石がかゝる法制的才能をも有してゐたかを十分示すに足るものである。勿論彼の如く責任ある地位にあり、又直ちに實施される可能性の頗る多い場合、あらゆる方面に周到の注意を拂つて建言するのは當然ではあるが、又彼の熱心なる努力とその能力とは十分に評價さるべきであらう。不幸にしてその年十月十四日家宣薨じ、遺命として金銀改鑄を命ぜられたが、白石の政治的事業としてこれを見ることが出来ず、實際の施設は吉宗を待たなければならなかつたのである。

(註三一) 「白石建議」四、(全集、第六、一九二—三頁)

(註三二) 「折たく柴の記」卷中(全集、第三、二二—三頁)

(註三三) 上掲の貨幣改鑄の方法に關する引用は、すべて「白石建議」五、(全集、第六、二〇八頁以下、資料、一八九—一九二頁)

五

白石が荻原重秀を退け、貨幣の改革を行はんとした根本は何處にあるか。それは自傳「折たく柴の記」の中にも、

又多くの建議の中にも現れてゐるやうに、當時の武士社會の墮落腐敗、並びにそれに伴ふ經濟的困窮である。近世に至ては其軍役のほどの人馬等の事は沙汰に及ばず、歌うたひ舞まひ候女などの數多く集めをき、花木魚鳥その餘翫器等の類は多くたくはへをき候て、兵具等の數は備らず候人々も有之など風聞し候へば、たとひそれ迄の事はなく候とも、江戸廻引つれ候ばかりの人も候へば、事濟候事のごとくに心得られ候人も出来候はんには尤以て不可然御事に候、(三三)「前代の御末に城北に御所つくらるべきにて、此事奉行の人々其材をもとめしに、得る所なかりしかば、重秀に仰下されしに、日あらずして多くの良材もとめ得てまゐらず、…これは重秀年ごろ天下の利權を掌の中にせしによりて、天下の富商等、あへて此人の心にたがふものなかりしがゆるなり、ましてや、當時得がたきものは、其價も貴く、商人どもの得る所の利も多ければ、重秀もまた其財をわかち得し所すくなからず、…銀改造りしがために、重秀わかち得し所は、金およそ二十六萬兩に餘り、その家従長井半六といふもの、金六萬兩をわかち、其餘古畫珍器の類は、ことごとくにしるすにいとまあらず、(三五)これ等の記事に依つても明かなるが如く元祿期の後を受け、元祿文化の洗禮を受けた武士階級はすでに元龜天正の血の洗禮を受けた徳川初期の武士階級ではなかつたのである。否白石自身すらもすでに變質された武士であつた。彼等の中職にある者は事務官たるを要求され、吏才が必要であり、非職の者は有閑知識階級となつてゐたのである。

すでに述べたるが如く、白石の政治的理想は禮樂を中心とする宮廷文化の移植にあつた。その點に於いて彼は矢張り時代の兒たることを免れることが出来なかつたのである。彼の理想の實現は云はゞ元祿文化の延長に外ならな

い。唯彼は依然として前代の武士としての教養を受け、これを遵奉する者であつた。武士としての節義を曲げ得ぬ潔白さと氣概とを有する者であつた。かくして彼の理想の實現はかなり多くの困難に遭遇せざるを得なかつたのである。鬼と呼ばれたのも畢竟時勢と共に移り得ぬ彼の氣質のためであつたらう。さらに白石の理想は非武士的な、文弱な要素を強め、又多くの經費を要するものであつた。白石はこの矛盾を認めない。新文化の發展と財政難との關係を無視せんとしてゐる。それならば白石は何處に武士困窮の原因を求めんとしてゐるのか。

白石は武士の困窮を來たした原因を、普通唱えらるゝもの、「或は金銀の品あしくなり、或は運上の事出來り、此等の事につきて諸物の價高くなり、或は地震砂降候等の變により、或は風俗結構の事多く、或は男女召仕の人少く」なつたことに歸してゐる。換言すれば物價騰貴、天災、奢侈の三つに歸してゐると見られる。しかも彼はこれ等を以つて「天下の上下大に財用とほしく成來り候とは申すべからず、武家の財用とほしく成候とは申すべく候」と述べてゐる。例へば運上の如きも、「運上を出し候ほどの者共はその賣出し候物にそれほどの價を増し候へば、其利をうしなひ候と申す事にもあらず」と云ひ、物價騰貴も「商賣人のためには皆々其便よろしき事共とは罷成り候歟」と云ひ、元祿の好況が商人階級に好影響を與へたことを指摘してゐる。要するに問題は武士の財政困難にある。

然らば彼は如何なる救濟策を提供してゐるか。以前に一言したるが如く、天命に依つて貧窮なる者は如何とも致し難い。しかし「世の風俗にひかれて貧窮に及び候人と、其行修まらずして貧窮に至り候人とは救濟出來る。それは一に政道の如何にかゝる。封建的干渉政策に依つて世の風習を一變せんとするのである。一言にして云へば節約

である。無用の贈答饗應を禁じ、(三六) 在番及び遠國御使の浪費を省き、その他衣食住の無用の雜費、浪人つきあひ(三七) 等を擧げてゐる。云はゞ思ひつくまゝに列擧したに過ぎない。(三八) 殊に經濟上より見れば、全く無策に等しく、甚しく消極的であると云はざるを得ない。

白石は元祿の改鑄が經濟界の混亂を生じ、又その混亂に乗じて一部の町人が利益を獲得したことを明かに認めてゐる。又それが武士階級の經濟的困窮を來たした原因の一つとしてゐる。しかし良貨への改鑄と武士の財政難救濟との理論的聯關を少しも述べてゐない。この點に於いては荻生徂徠の徹底的な議論に、假令それが實行不可能なものであつたとしても、一步を譲らざるを得ない。要するに白石は財政救濟の問題に關する限りに於いては、一般的陳腐な議論以上に出づること出來なかつたのである。

(註三四) 「白石建議」一、(資料、一八二頁)

(註三五) 「折たく柴の記」中、(全集、第三、一一二頁)

(註三六) 奉獻減少の建議は實際には行はれなかつた。奉獻の事は、上をうやまひまらする心を行ふところなり、またむかしより度しげく獻る事は、その家々の眉目ともし侍るなり、しかるをこれらの御沙汰に及ばんはもつともしかるべからずと、かたづけ申人有しなり、さることほりもこそあるらめ、(折たく柴の記)卷中、全集、第三、九九頁。時勢の赴くところ如何ともなし得なかつたのである。

(註三七) 「寛永の比人々浪人につきあひ候事は、ふるき軍物語をも聞候て後學にも仕るべきためも候き、猶それ等の事をだに御制禁も其謂ある御事に候處に、今の世の浪人につきあひ候人々は或は利用のため、或は淫欲のために候へば、

皆々可然事とは申すべからず候。對浪人觀の時代的相違は注意する價值がある。

(註三八) 以上の財政救済に關する部分は、普通「庶政建議」と呼ばるゝ「白石建議」(資料、一七五—一八七頁)より引用。

六

以上私は白石の經濟論を大體紹介し得たつもりである。白石が最も力を注いだのは恐らくその貨幣論であつたらう。勿論それは貨幣改鑄の事業に附隨して生じたものである。又白石の經濟論は彼の學問的事業のほんの一部に過ぎない。それは遇々家宣の知遇を得て、實際政治に參與した結果生じたものに過ぎない。もし彼が政治に參與することがなかつたなら、彼は經濟論をしなかつたかも知れない。しかし彼ほどの野心を有する者が全然經濟論に觸れなかつたとは考へられない。あるひは徂徠、春臺等と共に、大いに政治經濟論の大著述を後生に遺し得たかも知れない。彼があまりに密接に實際政治に接近し過ぎてゐたために、却つて徹底せる議論を聞き得なかつたやうに思はれる。彼の學識と才能とを以つて、第三者の立場から當時の社會經濟状態を批判したならば、もつと多くの收穫を得たであらう。晩年彼が政界を退いて後は、「何卒なにもしらぬ老人に見え候へかし」とたしなみ候」と佐久間洞巖に書き送れるが如く、深く世に韜晦せんと欲してゐた。しかしなほ「此上は百千年後のためだけに候へば」とて、知己を百年に待つ意氣を有してゐた。従つて直接當時の社會經濟に論及すること殆どなかつた。

従つて經濟學者としての白石は決して最高位を占むる者ではない。新しく來たらんとする經濟状態の潮流も十分に理解し得なかつた。従つて進歩的にも、反動的にも、新經濟思想への寄與はなし得なかつた。唯彼の經濟論の特

徴は當面の經濟問題に對し、實踐的であつた點だけである。

白石の社會に對する態度は何れかと云へば保守的である。その點に於いて典型的な儒者と何等變るところがない。然るにその白石がやがて新時代潮流の先驅的役目をなしつゝあつたのである。彼の西洋學、彼の史學は彼以後の社會思潮に甚だ大なる功獻をなしたのである。何故に保守的な禮樂主義者がこの功獻をなし得たか。それは彼の有する熱烈なる知識欲の力に依つてである。その死するまで少しも倦むことなき努力に依つてである。彼が「折たく柴の記」に、「されば學文の道において、不幸なる事のみ多かりし事、我にしくものあるべからず、かほどまでも學びなせし事は、前にもしるせし事の如く、つねに堪がたき事に堪ふべき事をのみ事として、世の人の一たびし給ふ事をば十たびし、十度し給ふ事をば百たびせしによれる也」と記してゐるが、この白石の努力は空しくなかつた。やがて幕末に於ける國學者の復古的運動にも、又洋學者の科學的研究にも、その系統を辿ることが出来る。唯經濟論に限定する時、白石の議論はあまり高く評價し得ないものである。

(昭和八年七月二十四日稿)